

働くもののいのちと健康を守る全国センター

第27回総会活動方針

第27回総会スローガン

誰もが安心して働ける社会の実現に向けた職場づくり・担い手づくりをすすめよう

I はじめに

2024年4月から、建設業、医師、ドライバーの労働時間規制が適用されるとともに、教員の長時間労働縮減を目的に「給特法」の見直しが議論されています。これらの職業における長時間労働は深刻であり早急に解消することが必要ですが、エッセンシャルワーカーなどそれ以外の職種も含め、なぜ現状のような長時間労働に駆り立てられているのかをきちんと見極め、実効ある対策をとることが必要です。

この間の春闘では「人手不足」対策として、新規採用者・若年層を中心に大幅な賃金引き上げが行われてきました。他方、全労連の24春闘アンケートでは「仕事や職場での不満・不安（正規労働者・複数回答）」に対する回答として「賃金が安い」の19.6%に続き、「人手が足りない」17.7%、「休暇が取れない」8.6%、「仕事がきつい」8.4%、「労働時間が長い」7.8%となっていることをみても、現在の「ブラックな働き方」の背景には、職場における余裕のなさや人員不足が深刻な影響を与えていることは明らかです。

労働現場の人員不足は、労働災害の発生原因である「不安全な行動」につながり、労働者のいのちと健康はもちろん、サービスを受ける利用者や国民の安心・安全にも関わる問題です。したがって、企業・経営者はもとより国がその責任を発揮し、すべての働く人たちの働きがいと保障し、いのちと健康を守るための対策をとっていくことこそが求められています。

働くもののいのちと健康を守る全国センター（以下、いの健全国センター）とそこに参加する地方・組織が交流・共同しながら、向こう一年も働く人のいのちと健康を守るためのとりくみを強化・発展させること、運動の担い手づくりをすすめることを通じて、結成の目的である「人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与する」ために奮闘することを呼びかけます。

II 経過と総括

1、この一年間のとりくみ経過（斜字は他団体主催・共闘）

2023年

<11月>

01日（水） 第6回理事会

01日（水） アスベスト対策委員会

- 28日(火) 広報委員会
- 28日(火) 会計監査
- 29日(水) 第7回四役会議

<12月>

- 03日(日) 化学物質研究会
- 06日(水) 第8回四役会議・第26回総会
- 07日(木) 地方センター交流集会
- 21日(木) 第1回労働基準行政検討会
- 25日(月) 広報委員会

2024年

<1月>

- 18日(木) 第2回労働基準行政検討会
- 27日(土) 過労死防止全国センター拡大幹事会
- 29日(月) 季刊誌編集委員会
- 30日(火) 労災保険メリット制を考える集会
- 31日(水) 広報委員会

<2月>

- 09日(金) じん肺新春のつどい
- 15日(木) 第1回四役会議
- 18日(日) 化学物質と健康研究会
- 29日(木) 地方センター部会
- 29日(木) 第1回理事会
- 29日(木) 季刊誌編集委員会

<3月>

- 06日(水) 広報委員会
- 29日(金) 広報委員会
- 30日(土) 第2回四役会議 (～31日)

<4月>

- 17日(水) 季刊誌編集委員会
- 25日(木) 第2回理事会
- 26日(金) 生交連「国際安全衛生デー」行動
- 30日(火) 広報委員会

<5月>

- 09日(木) 地方センター部会
- 22日(水) 産業衛生学会 (～25日)
- 31日(月) 建もの改修・解体によるアスベスト被害の根絶をめざす準備会

<6月>

- 09日(日) 化学物質と健康研究会
- 10日(月) 季刊誌編集委員会
- 12日(水) アスベスト対策委員会
- 13日(木) 労働基準行政検討会
- 27日(木) 季刊誌編集委員会
- 28日(金) 広報委員会

<7月>

- 02日(火) 地方センター部会
- 12日(金) 岩手センター学習会
- 20日(土) 過労死防止全国センター第10回総会
- 17日(水) 第4回四役会議
- 19日(水) アスベスト対策委員会
- 29日(土) 第5回四役会議

<8月>

- 06日(火) 第4回(臨時)理事会
- 24日(土) 日本社会医学会(久留米)~25日(日)
- 30日(木) 地方センター部会
- 31日(土) 過労死防止学会(リモート)

<9月>

- 02日(火) 季刊誌編集委員会
- 04日(水) 第6回四役会議
- 05日(木) 広報委員会
- 08日(日) 化学物質と健康研究会
- 11日(水) 地方センター部会

<10月>

- 01日(火) 広報委員会
- 02日(水) 労働法制中央連絡会総会
- 12日(土) 第5回理事会(~13日)
- 28日(月) じん肺キャラバン中央集結行動(~29日)

<11月>

- 01日(金) 広報委員会
- 08日(金) 建物改修・解体によるアスベスト被害の根絶をめざす準備会
- 20日(水) 地方センター部会
- 29日(金) 広報委員会
- 29日(金) 第7回四役会議

<12月>

- 04日(水) 第6回理事会
- 06日(金) 会計監査
- 13日(金) 第7回理事会／第27回総会

2、とりくみの総括

(1)「活動の基本方針」に沿っての振り返り

①能登半島地震など災害時の対応

2024年は能登半島地震で幕開けとなりました。元旦の夕方、最大震度7の揺れが能登半島を襲い、2024年10月1日現在、死者401人(うち災害関連死23人)、一部倒壊以上の家屋が133,012棟となっています(内閣府調査)。能登地域は全体として高齢化が進み人口減少の進んだ地域だったこと、木造の持ち家住宅が多かったことなどが被害を大きくしています。被害の甚大さに対して政府の対応も遅く、そのことが9月の奥能登豪雨による被害を大きくしました。

いの健全国センターでは、1月の労働基準行政検討会において政府に対しての要望書を出すべきとの意見が出され、3月5日に「①過重労働対策・健康と安全衛生管理、②メンタルヘルス・ハラスメント対策、③アスベストを含む有害物質対策」を柱とした要請書を内閣総理大臣と厚生労働大臣あてに提出しました。また、6月には家屋の解体などを進めるにあたってアスベスト対策を厳格に実施することを要望し、その際各労働局・自治体で所持しているアスベストアナライザーを被災地に集中して活用することなどを申し入れました。なお、じん肺キャラバンの労働局・自治体交渉の中では、部分的とはいえ石川県への貸出が行われていることが確認されています。

被災自治体の職員の長時間・過重労働はいまだに継続しています。異常気象による天災は地震に限らずどこでも起こり得る問題ですが、極めて脆弱な人員体制を放置したままで労基法33条(災害などの事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合に、労働基準監督署長の許可を受け、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働をさせることができる)を適用し、復旧・復興業務を進めることは重大な問題です。国や地方自治体として災害から住民の生活と権利を守ることは当然の責務であり、民間委託などによって削りとられてきた「公共を取り戻す」活動として緊急な課題です。また、災害時の職員の健康を守る対応についても、自治体や組織の「マニュアル」にしっかり位置づけ、確認していくことが必要です。

②過労死防止大綱改定へ意見書・パブリックコメントの提出

過労死等防止対策推進法に基づく3回目の「大綱」の改定が、厚労省の対策推進協議会で検討されることに対して、労働基準行政検討会を中心に検討を進め、3月に厚生労働大臣・推進協議会あての意見書、7月に「改定案」に対するパブリックコメントを提出しました。意見書では、法施行後10年を経ても過労死が減らない現状のもとでの労基法の適用除外を拡大させる動きに強く反対を示し、その上で「推進法」が柱としている「調査・研究」「啓発」「相談体制の強化」に「実効ある総合的な対策」を加えること、労基法に定められた「労働者」のみならず「すべての

働くひとびとを対象とした対策をとること」「(特に) 職場復帰を重視した対策をとること」などを要求してきました。また、パブリックコメントでは、「ジェンダーの視点を重点にすること」「働き方の国際基準を日本の標準とすること(ハラスメントについてはILO第190号条約の批准)」を求めてきました。いの健全国センター加盟団体からも「意見書」「パブリックコメント」の提出がありました。

「大綱」は8月2日に閣議決定されました。過労死を考える家族の会や過労死弁護団所属の協議会委員の意見も反映された改訂となりましたが「過労死をなくす」ためには、労基法など労働者保護の各種法律の改正や違反を厳格に監督・指導していく労働行政の強化など抜本的な対策が求められています。過労死防止法の理念や改訂された「大綱」を活用しながら、さらにとりくみを進める必要があります。

③労働基準法制研究会の動向について

厚労省の労働基準法制研究会(以下「労基研」)において「労基法解体」につながる議論が行われています。11月には「議論のたたき台」が提示されました。全国センターでは、10月の理事会合宿で「労基法『改革』の動向と課題」(講師:森崎巖全労働顧問)を学習し、各地方センターでの学習会も進められています。労働法制中央連絡会、全労連から7月と10月に研究会あての意見書を提出し、研究会内に一定の影響を与えている状況もうまれています。

いの健全国センターでは、2015年に「働くものためのいのちと健康を守るための政策・制度要求」を改訂し、厚労省への要請など実現のための活動を行ってきました。「労基研」のとりまとめに向けて、私たちの要求を再度明確にし、実現をはかることが必要であるとともに、「政策・制度要求」改訂を2025年度課題の柱として議論していくことが求められています。また、労政審での議論に向けても状況を注視しながら必要な対応をとっていきます。

④アスベスト対策

「建設アスベスト給付金制度」の周知徹底と患者の掘り起しについての関係団体の懇談会を2回開催し、制度の交流と問題提起を行いました。建設アスベスト給付金制度の認定は累計7,596人(2023年10月23日審査会)となりました。「(裁判を経ないでも)被害者全員の救済を」と長年たたかって勝ち取った大きな成果です。しかし、職種、働いていた期間など最高裁判決の範囲に限られていること、なにより裁判で断罪されたアスベスト製造メーカーが制度への参加をしようとしなないことは許されることではありません。製造メーカーの責任については、建設アスベスト給付金付則第2条に「国以外の者による特定石綿被害建設労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償のあり方について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」としており、建設アスベスト訴訟全国連絡会や「なくせじん肺全国キャラバン実行委員会」などと共同して制度の改善を迫ることが必要です。

また、2025年には建物の解体がピーク迎えると指摘されており、すでにまちのあちこちでビル

の解体・改修が行われています。解体・改修時のアスベスト飛散防止対策として、2022年4月から解体時の事前調査報告制度が導入され、2023年10月から調査を行うには「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられました。しかし、事前調査やアスベストの除去及び処分に必要な費用については建物所有者が(施主)が負担することになっており、そのことが正しい事前調査の実施が行われにくい状況を作っています。逆に費用負担の発生を抑えるため、正確な調査を行う業者が外されるという状況がおこっています。

今年4月から、じん肺弁護団などの呼びかけにより、「建物改修解体によるアスベスト被害の根絶をめざす連絡会(準)」が立ち上げられ、2か月に1回の会議や議員会館内での学習会(7月22日)を開催し、政策・制度要求をつくる作業への討議を開始しています。

いの健アスベスト対策委員会では、じん肺弁護団、民医連、民商、東京土建など関係諸団体によびかけ、建設アスベスト給付金の周知や患者の掘り起しを進めるために懇談会を開き活動交流や問題提起などをおこなってきました。

来期は、じん肺キャラバンなどの要請項目について改めて検討をおこない、積極的に提案していくことが必要です。

(2) 活動の担い手を育成するとりくみ

①単産代表者会議は、理事メンバーでの打ち合わせをおこなったのみとなっており、単産・現場での労安分野での活動家養成に関わる課題の把握や検討が行えておらず、いの健の活動を担う人の養成などについての検討が必要です。カレッジについても、労働組合の中での要求や活動方針との関係での討議をふまえ、目的や戦略を共有しつつ具体化を図ることが必要です。その際、単産、地方センター、いの健ブロック活動との協力や役割の確認などの議論が必要です。

②地方センター交流会

地方センター部会で交流集会の準備を行ってきましたが、役員体制の変更等から来年2月に延期しました。これまでの交流集会では、地方センターの進んだとりくみや悩みなどを交流し、学習とあわせ、各地方における実践の「いいとこどり」をしながら、各センターの活動を進めてきました。いの健の地方センターはその歴史や規模(人・予算)、活動内容もさまざまです。また労働組合などの地方組織の体制が厳しくなっていくなか、実効ある活動を維持することが困難な地方も生まれています。

交流会では活動交流での学びあいとともに、地方センターが相談活動などでつかんでいる情報をいの健全国センターへの結集による政策・制度要求を練る活動への力の発揮が求められています。また、こうした地方センターに共通する課題に対する対応策を検討することが求められています。

(3) 各部会の活動

①労働基準行政検討会

今期は特に過労死防止大綱見直しへの検討を進め、厚生労働省・協議会への意見提出をおこな

ってきました。また、各センターで問題となっている事案を通じて制度や制度運営の検討を行いました。

国が労災を認定した際、保険料のメリット制によって保険料があがることを理由にして事業主が不服を申し立てることができるかが争われた裁判に対して「労災保険の制度の趣旨を失い、被災者・労働者に対して大きな不安を与える」として、過労死防止議員連盟への働きかけや弁護団が開催した集会などに参加しました。また、2022年12月には、「メリット制適用事業主の不服申立の取扱いに関する検討に対する見解」をだしています。裁判は、7月4日に最高裁が「(事業主は)不服申立できない」との判決を出しました。直ちに「事業主による労災保険取消訴訟の棄却は当然」の事務局長声明を出しました。(資料参照)

労災保険率は、災害のリスクに応じて、事業の種類ごとに定められています。しかし、事業の種類が同じでも、作業工程、機械設備、作業環境、事業主の皆様の災害防止努力の違いにより、個々の事業場の災害率には差が生じます。そこで、労災保険制度では、事業主の保険料負担の公平性の確保と労働災害防止努力の一層の促進を目的とするとして、労働災害の多寡に応じて、一定の範囲内(基本:±40%、例外:±35%、±30%)で労災保険率または労災保険料額を増減させる制度(メリット制)を設けています。しかし、その有効性については疑問視する意見が出されています。そればかりか、安全衛生行政の第一線からは違法な「労災隠し」を促進させているという指摘もあります。メリット制の廃止を含めた抜本的な見直しの必要性についても、上記「声明」では指摘しました。

②化学物質と健康研究会

今期3回開催しました。委員から事案をもちより化学物質に関する相談事例などについて意見交換をおこないました。第2回(6月6日)には、京都大学の小泉昭夫名誉教授と大阪民医連の金谷医師から「PFASとじん肺」の講義と問題提起を受け意見交換を行いました。地域住民の飲料水・土壌について各地で問題となっているPFASですが、製造したり扱っていた労働者のばく露も充分疑われます。しかし、国際的にみても限られた症例しか見られず、今後の課題となっています。

③アスベスト対策委員会

(5ページ参照)

④地方センター部会

2023年12月7日に「2023年の健地方センター交流集会」を開催しました。11地方センター・いの健全国センターから19人が参加しました。神奈川センターから職場に労安活動を定着させる動機付け「労働安全衛生に関するアンケート調査」についての報告を受け、相談事例の交流や後継者育成の課題について意見交換を行いました。

今期の部会では、活動交流とともに11月に次回の交流集会を開催予定とし、アンケートや準備を行ってきましたが、事務局体制の変更などに伴い、2025年2月に延期としました。

⑤単産担当者会議

オンライン活用による会議開催を検討するとしていましたが、開催には至りませんでした。労働組合における安全衛生活動を強化する観点から、引き続き開催に向けた検討が必要です。

⑥広報委員会

月1回、合評と次号、次々号の企画の検討を行ってきました。団体(特に労働組合)の情報集中を強めることでさらに充実した紙面をつくることができている。

⑦季刊誌編集委員会

2～3か月に1回開催し合評と企画の検討を行っています。今後は理事会などの機会に合評や企画への要望の議論も行う必要性を検討する必要があります。「読者サロン」の再開をめざします。

⑧感情労働研究会（仮称）の設置に向けて

理事会合宿での学習会を企画しましたが講師の都合もあり、開催できませんでした。あらためて学習の機会や現場での状況の把握などから進めていくことが必要です。

（7）第26回定期総会

12月6日、全労連会館とオンラインの併用で第26回定期総会を実施しました。当日は代議員総数181人のうち会場参加45人、オンライン参加34人の計79人が参加し、委任状は45通となりましたが、今後はさらに参加者数を増やす必要があります。総会では地方センターの機能強化や高齢者の働き方、ジェンダー問題など8名が発言し方針を補強しました。

Ⅲ いのちと健康を守るとりくみにかかわる情勢

1、世界・日本の平和と経済情勢

(1) ロシアによるウクライナ侵攻は開始からまもなく2年を迎えようとしていると同時に、イスラエルによるパレスチナへの攻撃からは1年2か月が経過しました。これらの戦禍は天然ガスや食料の高騰を招き、いまま世界経済に打撃を与え続けています。加えて、周辺諸国への戦渦の広がりによる緊張関係の高まり、北朝鮮によるロシアへの兵士や弾薬の提供、あるいはNATO諸国や米国によるウクライナ・イスラエルへの武器供与など、暴力の連鎖が人々のいのちと平和を脅かしています。

この間、ウクライナへの侵攻やパレスチナへの攻撃の停止を求めるデモが世界各地でおこなわれ、9月の国連総会ではグテーレス事務総長が「戦争は終結の見通しが立たないまま激化し、核兵器による威嚇や新たな兵器が暗い影を落としている。私たちは想像を絶する事態へと近づきつつあり、世界を巻き込む火薬庫のような危険性をはらんでいる」と指摘しました。他方、11月におこなわれた米大統領選挙の結果、トランプ氏が大統領に返り咲いたことを受けロシアがウクライナへの核攻撃をほのめかすなど、「100%イスラエルを支持」しているトランプ政権の下でパレスチナへの攻撃・弾圧が強まることも危惧されています。しかし2024年のノーベル平和賞を日本被

団協が受賞するなど、核廃絶を願う世論は世界的に高まっています。すべての核保有国が核兵器を廃絶するとともに、国際法と国連憲章にもとづく停戦が実現すべきです。

(2) 岸田首相の政権投げだしによって10月1日に石破新内閣が発足したものの、その8日後には衆議院が解散し、10月27日投開票で総選挙が実施されました。選挙の結果、与党が過半数を割り込み、改憲勢力が3分の2を割り込む結果となりました。このことは多くの国民が、統一教会との癒着や裏金問題、マイナ保険証導入のゴリ押し、軍拡・戦争する国づくりなど国民不在、米国・財界言いなりの政治をすすめてきた自公政権にノーの声を突きつけた結果と言えます。しかし石破首相は総裁選の中で日米軍事同盟の強化やアジア版NATOの創設を打ち出すとともに、港湾の軍事利用をはじめ岸田政権が推し進めた軍拡路線を継続するなど、「戦争する国づくり」をすすめる姿勢を明らかにしています。また、裏金疑惑のある議員を法務大臣に据え、マイナ保険証への一本化中止も明言しないなど国民の声に背を向けています。

与党の過半数割れという状況を作り出したことは、悪政・悪法の強行にストップをかけることのできる条件を国民が作ったということでもあり、この条件をいかせば働くもののいのちと健康を守るための政策提言や、国民の声が国政の動向に影響力を発揮する可能性が高まっているといえます。したがって、積極的な政策提言と情報発信力を強めるなど、私たちのいっそうの奮闘が求められています。

(3) 24春闘では「大幅賃上げ」が強調され、実質賃金もボーナスの影響で6月・7月はプラスになったものの、8月の実質賃金がマイナスに転落し、その後もマイナスになっているなど円安と物価高騰が労働者の生活を圧迫しています。こうした中、国民春闘共闘が11月12日に発表した2024年年末一時金第一回集計では、回答引き出し組合は昨年を上回っているものの、回答月数が前年度とほぼ同水準となっても金額では加重平均で前年同月比マイナス18,093円となるなど、春闘での賃上げが一定あったにもかかわらず厳しい状況となっています。

他方で、厚生労働省の2023年国民生活基礎調査では生活が苦しいという回答が過去5年間で最も高くはほぼ6割となっています。こうした経済状況は働くもののいのちや健康にも悪影響を与えることから、25春闘では引き続き物価高騰を上回る大幅賃上げや最低賃金全国一律1,500円の実現が不可欠となっています。

2、働くものの健康と安全をめぐる情勢

(1) 働くものの健康と安全をめぐる情勢

①5月27日に厚生労働省が発表した2023年の労働災害の発生状況をみると、労働災害による死亡者数は前年から19人減の755人と過去最少となる一方で、休業4日以上死傷者数は135,371人（前年比3,016人増）と3年連続で増加しています。事故の型別では、「転倒」が36,058人（前年比763人・2.2%増）が最多となっていますが、男女別・年齢別の転倒災害発生件数、労働者数などから、高年齢労働者、とくに中高年齢の女性労働者の増加が転倒災害増加の主要

因となっています。転倒事故の防止は、職場での安全対策により予防できるものと考えられます。被災数が増加し続ける現状は、職場の安全衛生活動の不十分さを示すものであり、あらゆる職場での安全衛生活動の強化が求められていることを示すものです。

なお、総務省の労働力調査によれば、2023年の労働力人口6,925万人のうち、65～69歳は394万人、70歳以上は537万人と増加傾向にあるうえ、労働力人口比率（人口に占める労働力人口の比率）は65～69歳が53.5%、70～74歳が34.5%となっています。加えて、60歳を境に非正規雇用の割合が大幅に増加しており、とりわけ男性では55～59歳以下が11.2%であるのに対し、60～64歳では44.4%となっています。また、高齢者が働く理由についても「収入がほしいから」が45.4%（内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（2019年度版））となっており、経済的な理由から働かざるを得ないケースが広がっています。

2022年の農作業事故死亡者数は前年と同水準となっているものの、就業者10万人あたりの死亡事故車数は11.1人と建設業の5.9人、全産業の1.2人と比べても高くなっているうえ、農業従事者の高齢化とも相まって65歳以上の死亡者が86.1%にのぼっています。死亡事故の要因は「農業機械作業中にかかる事故」が全体の63.9%を占めており、そのうちの約5割が「機械の転倒・転落」となっていますが、熱中症による事故も12.2%を占め増加傾向にあります。我が国の農業を支える基幹農業従事者の平均年齢は70歳に迫ろうとしており、農業では安全衛生体制が構築されていないことなどが、農民のいのちや健康問題の根源と言えます。

気象庁によれば2024年6月～8月の日本の平均気温は基準値と比べ+1.76度で、統計を開始した1898年以降、昨年と並び1位となりました。加えて、8月には過去最大級の台風を含む大型の台風が相次いで日本列島を襲い、9月には記録的豪雨が能登半島を襲う等、各地で深刻で悲惨な被害をもたらしました。こうした中、ILOは4月に世界の労働者の70%以上が気候変動に関連したリスクにさらされていると発表し、7月25日に発表された報告書でも世界規模で熱ストレスが高まっていると指摘されています。また、厚生労働省の発表では2023年における職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は1,106人と前年に比べて34%も増加するなど深刻さを増しています。

日本で働く外国人労働者は、2023年10月現在2,048,675人となり、日本の人手不足を補う労働力として今後も増加させることが政府の施策となっています。労働災害発生状況では、休業4日以上死傷者数は5,672人、死亡者は32人となっています。労働災害の発生率は、日本人を含めた全労働者の千人率=2.36に対し、外国人労働者では2.77と高く毎年過去最高を記録している状況があります。その中でも412,501人いる技能実習生の千人率は4.10と高く、実習生に対して必要な安全策をとっていない状況がみてとれます。技能実習制度をめぐっては「現代の奴隷制」などと国外からも批判をあげているような、人権侵害と労働関係法令違反が指摘されており、許容できないものとなっていました。今年6月、外国人労働者の「技能実習」に代わる「育成就労」を盛り込んだ入管難民法の改正が行われましたが、永住資格の喪失の要件強化や問題の多いとされていた転籍についても「1～2年で同じ業種なら可」など、根本的な状況改善には程遠い状況です。

「大綱」では、「フリーランス等が安心して働ける環境の整備」として、24年11月に施行されたフリーランス新法の周知等をはじめ、5月に策定された「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づいて、個人事業者等自身による健康管理や、個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう注文者等による期日設定等に関する配慮等のとりくみ促進、労災保険の特別加入によって安心して業務に従事できる環境整備をはかるとされました。制度発足後間もないこともあり、その実績は明らかになっておらず、今後注視していく必要があります。

②8月3日、政府は概ね3年ごとに見直すとしている過労死防止大綱の変更を閣議決定しました。しかしその内容は「実効ある防止対策」の推進に言及していないなど「過労死を生まない社会」づくりへの確固たる決意がかけられていると言わざるを得ません。

10月11日に厚生労働省が公表した「令和6年度版過労死防止対策白書」では、週労働時間40時間以上の雇用者のうち60時間以上の雇用者の割合は減少傾向にあるとしつつも、「電気・ガス・熱供給・水道業」や「生活関連サービス業」「教育、学習支援」「公務」の各業種では前年よりも増加傾向にあるとしており、とりわけ「教育、学習支援」は2年連続の増加となっています。また、労災支給決定件数の状況では、脳・心臓疾患、精神障害とも前年を上回るとともに、自殺未遂を含む死亡件数も前年に比べて増加していることが明らかになっています。

厚生労働省は8月8日に「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会」の報告書を取りまとめました。その中では、雇用管理上の措置義務が課せられているセクハラやマタハラ、パワハラ以外のハラスメントについても総合的にとりくむ必要があるとして、一般に職場のハラスメントは許されるものではないという趣旨を法律で明確化にすることやカスタマーハラスメントや就活等セクシュアルハラスメントの防止措置を義務化すること、ILO第190号条約批准に向けた環境整備などにふれています。そうした報告を受け9月13日から労働政策審議会雇用環境・均等分科会で、女性活躍推進及び職場におけるハラスメント対策についての議論が開始されていますが、ILO第190号条約については、「引き続き、条約全般について更なる検討を進めることが適切」と消極的な姿勢にとどまっていることから、批准に必要な課題を早急に克服していくことが必要です。

国連の女性差別撤廃委員会の日本政府報告書の審査が行われ、11月に総括所見が出されました。総括所見では、選択制夫婦別姓や女性の貧困、賃金のジェンダー格差、政治分野における女性議員の割合の低さなど多くの点について勧告を行いました。米軍基地の多くある沖縄県での米軍関係者により性暴力の問題が初めて勧告の中に盛り込まれました。しかし、前回の総括所見から進展がなく繰り返し指摘されている課題も多くあり、国際基準であっても「都合の悪い」事項は無視ないしは軽視してきた政府の姿勢が現れています。

国連の「ビジネスと人権」における活動も各国で進んでいます。関連企業を含めて「人権を守る国家の義務」「企業の責任」を明確にすると同時に「救済措置へのアクセス」を3つの柱にした活動を日本でも活用していくことが必要となっています。

こうした世論の高まりを着実に政策へ反映するためには、政治や行政のありかたを根本的に変える必要があります。引き続き提言や意見書など政府への働きかけを強めるとともに、25年

夏に予定されている参議院選挙においては、働くもののいのちと健康を守る政治の実現に奮闘する必要があります。

(2) 労働法制をめぐる動き

①労働基準法制関係

2023年10月に「新しい時代の働き方に関する研究会」が報告書を取りまとめたことを受け、今年1月から「労基研」会が、働き方改革関連法の付則に基づき、労働基準法の見直しについて議論を進めています。その方向は経団連が2024年1月に公表した提言の中身を取り入れるものであり、「職場レベルでの労働基準のカスタマイズ」などと美化しながら、そもそも対等ではない「労使自治」による「デロゲーション」で労働者の権利を守る最低規制を無効化しようとするものです。その主要な狙いは労働時間や休憩、休日などの規制緩和であり、これが現実化すれば多くの労働者が過労死のリスクにさらされながら働くこととなりかねません。

「労基研」における「議論のたたき台」が11月の研究会で議論されていますが、報告については、当初「年内中に」とされていたものの、労働法制中央連絡会が研究会に意見書を提出したことなどもあって、議論がまとまっておらず「年度内」にずれ込むとみられます。

②労災保険法

今年4月に「妻を労災でなくした夫に遺族補償年金を支給する際、夫を亡くした妻にはない、“年齢”要件を課すのは憲法14条の平等原則に反する」として遺族の男性が、労災補償保険法の規定の違憲性を訴え、不支給の取り消しを訴える裁判を東京地裁に提訴しました。現在、規定では労災死亡時の生計維持を要件とし、受給対象を妻又は60歳以上か一定の障害がある夫としており、最高裁は2017年にこれを「合憲」としています。

一方、社会保障審議会年金部会では7月に、「男女の格差をなくす」として、「子のいない配偶者について、妻が30歳未満の場合は5年間の有期給付、30歳以上は原則として無期給付、男性は55歳～60歳または障害のある者」としている現行の規定を、男女ともに5年間の有期給付に変えていくという方向を示しています。しかし、男女の格差をなくすというのであれば、賃金をはじめとした格差の解消やジェンダー平等の実現こそが優先されるべきです。

③労働安全衛生法に基づく健康診断項目/ストレスチェック制度

「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目に関する検討会」は、10月「中間とりまとめ案」について検討を行っています。「案」では、「健診項目を検討する際の要件、着眼点について示し、具体的には「女性特有の健康課題に関する項目について」「歯科に関する項目について」が示されました。「女性特有の…」については、一般健康診断の問診票に女性特有の健康課題(月経困難症、月経前症候群、更年期障害)について困難の有無を入れること、労働者の回答は健診機関から事業者には提供しないこと、「困難がある」と回答した人に対して、健診担当医が専門医への早期受診を推奨することなどが示されています。歯科健診については、「口腔の健

康保持・増進は重要」としながら、業務起因性・増悪性、就業上の措置等のエビデンスが少なく、追加は困難としています。

「ストレスチェックなどのメンタルヘルス対策に関する検討会」は、10月「中間とりまとめ案」を示しました。そこでは、当面「努力義務」とされている50人未満の事業所についても、「労働者のメンタルヘルス不調の未然防止の重要性は事業規模で変わらない」として実施義務対象を「全ての事業所に拡大することが適当」としています。ただし、実施内容を一律に求めるのは困難として、実施方法や体制について整理しマニュアルを作成するとしています。委員からは、実効あるものにするためには支援が必要であり、「地域産業保健センターの拡充が必要」との意見が強く出されました。

IV 活動方針と具体的とりくみ

1、活動の基本方針

憲法25条では「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれています。とりわけ健康問題は国民誰もがあらゆる場面で直面する課題ですが、働くものにとっては労働の中で常にリスクにさらされており、より切実な課題だといえます。2024年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮が義務化されましたが、このことは働く人すべてを合理的配慮義務の対象にする道筋をつけたものといえます。したがって、私たちは「ディーセントワーク」の実現に向けた研究、啓発、要求づくり、職場活動を通じ、誰もが安心して健康で働き続けられる社会をめざす必要があります。

一方で、労働安全衛生の課題が労働組合運動の中心にきちんと据えられていない状況もあります。労働組合の組織率低下や活動の担い手不足、日常活動の弱まりなどの要因はあるものの、職場における安全衛生への目配りが弱まっていることや、要求として確立できていないという問題があります。こうした現状を踏まえて、職場や地域でのちと健康を守る「担い手（人）づくり」と、それを通じた職場活動の活性化、世代交替を見据えた、いの健全国センター・地方センターづくりを重点課題として活動をすすめていきます。

2、具体的な活動

(1) 活動の担い手を育成するとりくみ

- ① 労災は人災であることをふまれば、労働安全衛生活動の基礎・中心は職場です。産別・地方組織における日常的な相談活動などで連携するとともに、全労連が掲げる「対話と学び合い」を通じて労働安全衛生活動への理解促進と活性化をはかるよう働きかけを強め、いの健全国センター・地方センターへの結集を強化します。
- ② 職場での運動継承と担い手づくり、それらを支える専門性の向上を図るため、オンラインも活用しながら、ブロック毎のセミナー開催やいの健全国センター主催の労安学校の具体化を検討していきます。また、各地方センターで作成されている学習会資料などを収集し交流するなど、学習の活性化を促します。

(2) 研究活動の活性化

- ①化学物質研究会、アスベスト対策委員会、労働基準行政検討会を引き続き設置し、研究活動や政策提言づくりの活性化をめざします。
- ②労働組合、医師、弁護士、公認心理師、臨床心理士、研究者、メンタルヘルス不調者の労災認定援助支援者など幅広い人々の協力を得て「感情労働研究会（仮称）」を立ち上げ、実態調査・研究に基づき、「感情労働」に関する知識の普及及び政策提言をおこなうことをめざします。

(3) 労働法制・諸制度見直しに対すとりくみ

- ①現在、「労基研」で議論されている労基法解体につながる動きに反対し、労働者・労働組合の立場に立った行動基準法改正をめざし、全労連や労働法制中央連絡会との連携を強めます。同研究会のとりまとめを受け 26 年通常国会での法案提出に向けた労政審での議論が開始されると想定されることから、とりまとめに対する意見書・反論づくりをすすめます。
- ②労災保険をはじめとする労働保険制度の後退を許さず、労働者・被災者本位の保険制度確立に向けて、厚生労働省が設置した「労働保険制度のあり方に関する研究会」での議論を注視しながら効果的なとりくみを具体化していきます。
- ③この間の「働き方改革」や各種制度の変更などをふまえ、2010 年にいのちと健康センターとしてとりまとめた「働くもののいのちと健康を守る政策・制度要求」のバージョンアップをすすめます。

(4) アスベスト対策の強化

- ①アスベスト被害の責任を建材メーカーにも認めさせ、原資の拠出を含む建設アスベスト給付金制度の改定を求めています。
- ②石綿救済法の抜本改定に向け、院内集会の開催などを検討します。基金の用途を拡大することについて関係団体との協議などを検討します。
- ③国土交通省の推計では、石綿を使用している建物の解体棟数が今後増加し 2028 年頃にピークを迎えるとされていますが、解体作業に従事する労働者だけでなくその近隣で生活している住民などにも大きな影響を与えることが懸念されます。したがって施主や施工業者が十分な健康被害防止を行えるよう、補助金・助成金などの拡充を国・自治体に対して求めています。

(5) ハラスメント対策の強化

職場に蔓延するいかなるハラスメントも許さず、ハラスメントのない社会を実現するため、ILO 第 190 号条約批准を求める意見書などの作成を検討するとともに、各地方センターにおけるハラスメント相談などの事例を収集・分析し、「ハラスメント根絶のための手引き」の発行をめざします。

(6) 単産・地方センターとの交流

- ①地方センター部会での検討をもとに、地方センター交流会を2月8日(土)～9日(日)に開催し、活動の実態交流などをおこない、後継者育成のために取り組むべき課題を検討します。
- ②単産における労働安全衛生活動の「担い手づくり」や活性化を促すため、単産担当者会議を開催し、全国センターが果たすべき役割を検討します。

(7) 情報発信の強化

季刊誌「働くもののいのちと健康」を発行し、読者拡大をめざします。とりくみの一環としてオンラインによる読者サロンを開催します。読者サロンでは分散会討論などもおこないながら定着をめざします。ホームページや広報等による単産・地方センターのとりくみ交流をはかります。季刊誌の普及・活用について検討します。

(8) 政策提言と関連団体の共同したとりくみ

- ①各研究会などでの議論をもとにして政策提言をまとめます。まとめた政策提言は厚生労働省をはじめとする関係機関に提出するとともに、単産・地方センターでの学習を進めます。
- ②労働法制改悪反対中央連絡会、過労死等防止対策推進全国センター、過労死弁護団全国連絡会議、じん肺キャラバン実行委員会など関係団体との共同を広げます。

(9) 全国センターの強化

理事会・四役会議を定例で開催し活動の具体化をはかります。そのため、事務局での連携を密にしながらい情報伝達など意思疎通を強化します。

以 上